

令和3年4月～令和3年9月

5 針道の道路の幅員について <令和3年7月5日>

(針道 須佐 郁夫)

針道一区、五反田間の道の事です。先日仕事をしていて気が付きました。町より30米(メートル)すぎがすごく巾の狭い所があります。車にのり、上っていくときでした。後ろから車が来ていることを知らずに3分の2ほど左をシニアカーが走っています。車の人もしっかりついていく。続く何台も。本人は何も知らずに、右のガードレールの外は河川で空地があります。何とかありませんか？仕事先の人に話したら同意見でした。早く広げてほしいと思う。見に来て下さい。

【内容を確認し、担当課で次のように対応しました。】

現地を確認いたしました。お問い合わせいただいた箇所は、河川管理用道路部分(河川の用地)となっています。その部分に市道を拡張整備することはできませんのでご了承ください。

6 二本松市福祉センターの利用料について <令和3年7月7日>

(油井 野里 ゆり子)

福祉センターの日本間を使っていますが、9月より1つのグループが場所を変更することになり、日本間1つを1グループで使用することになり、使用料が高くなります。

現在は2グループで使っているので2時間1,240円ですが…9月から1グループになると使用料が高くなり、使えなくなります。日本間は半分に仕切れますので、半分使用出来るように検討してください。

今は無理とのセンター長の返事。市役所の方で半分でも使用出来るように…。

【内容を確認し、担当課で次のように回答しました。】

ご提案いただきました福祉センター日本間は、建設当初よりステージを備え高齢者が一堂に会することを想定して設置されており、襖で仕切って最低限の利用形態の確保を図ってきております。

日本間の半分での利用につきましては、利用形態が当初設置時に比べ多様化してきていることから、襖で仕切って利用する場合の影響等について調査のうえ、日本間の利用のあり方を検討して参りたいと考えております。

7 永代供養の施設(墓)について <令和3年7月7日>

(匿名)

私達は夫婦二人で住んでいます。数十年前に市内に住み始め、子供達は独立し、他県に住んでいます。私達は高齢者になり、お墓はいずれ管理が出来なくなると思い持っていません。他県や県内のある市で樹木葬等、永代供養が出来るところが増えてきています。二本松市でもそのような墓をぜひ作ってもらえませんか。私達のような人達が、これからたくさん増えてくると思うので、ぜひなるだけ早くお願いします。

【内容を確認しました。ご意見を参考とさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。】

8 市議会だより、会派別広報誌の廃止について <令和3年7月9日>

(匿名)

財政健全化のために下記広報誌を廃止することを要望いたします。

市議会だよりと会派別広報誌は広報にほんまつと、二本松市公式ウェブサイト(二本松市議会)に詳細に記載・報道されており、屋上屋を重ねておりますので、経費削減に財政の健全化が少しでも進むようご検討

をおねがいします。

【内容を確認し、市から礼状を送付しました。】

9 大平小学校の学童保育のトイレについて <令和3年7月9日>

(匿名 大平小学校保護者)

大平小学校の学童でお世話になっている保護者です。

日頃学童の先生方には温かく見守っていただき感謝しています。大平小内の学童ができた時には子どもの数は少なかったと聞きました。やはり時代なのでしょう。今ではかなりの数の子どもたちがいるようです。子どもが安心して学童内で過ごせるように1つ要望があります。

現在トイレは男女共用の便器が1つしかないようで子どもはトイレにゆっくり入れない・・・と話すようになりました。室内が1つ増え、子どもの数も増えているにもかかわらず共用便器が1つのみ。わが家の子どもばかりではなく他の子どもも同様に思っているのではないかと思います。特に女子は高学年になると生理が始まり別の意味で困ることもあるのではないかと。予算的にも厳しい面もあるかと思いますが、二本松の次代を担う子どもたちのためにも是非検討していただければと切に願っています。

【内容を確認しました。ご意見を参考とさせていただきます。】

11 六角川の除草、整備について <令和3年7月21日>

(若宮 橋本 優)

六角川水路整備のお願い

六角川の氾濫により、親水公園として整備され十数年になると思います。整備された水路には、その後手をかけられず現在、雑草・雑木が生い茂り、景観がよくありません。

六角川は1級河川との事、市に管理依託がなければ是非、県の方に申請し、数年に1度・水路の除草、立木の伐採をしてほしいです(若宮地内～二本松駅前)。

【内容を確認し、担当課で次のように回答しました。】

六角川の雑草の除草及び雑木の伐採につきましては、河川管理者である福島県(二本松土木事務所)に要望したところであります。

県としましては、河川の氾濫区域の整備を重点的に行っている状況であることから、景観の整備につきましてはもうしばらくお待ち願いたいとの回答を得た所です。

市としまして、今後、早期対応をしていただけるよう再度要望をして参ります。

14 祝日のごみ収集について <令和3年7月19日 >

(匿名)

コロナの影響もあり、家にいること多い現在、連休のごみ収集がないのが困ります。その期間も働かなきゃいけない人がいるのは大変だと思いますが、よろしく願います。

昨年の11月に引っ越してきて、今まで他の地域でこんなにゴミ収集が休みだった事はなかったので、今までの地域の方々には感謝だと思いました。

【内容を確認しました。ご意見を参考とさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございます。】

17 職員の勤務態度について(安達支所) <令和3年7月30日 >

(匿名)

お仕事ごろうさまです。『市民が主役。市民とともに』の市職員様へ。

ある日、手続きがあり、安達支所へ行った時のことですが、奥の方から耳を疑うような声が聞こえてきました。「めんどくさい!!」「イライラする!!」それは若い女性の職員さんから発せられていました。窓口に来ていた市民の方と何かあったのだと察する事はできました。

しかし、目の前で怒りをあらわにする様子を見て、怖くて安達支所には来たくないと思いました。税金で給料をいただいているという意識がないのでしょうか。市民のために働くのが職員の仕事ではないのでしょうか。その女性職員は常に「めんどくさい!!」と思っているのではないですか？ 厳重に指導してください。不愉快です。

【内容を確認し、次のように対応しました。】

この度は職員の対応で不愉快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。当該職員には指導いたしました。

今後の対応につきましては、複雑・困難な窓口対応の場合は、上司を含め複数の職員で対応することとし、さらに、市民の皆様に寄り添い職務を行ってまいります。

18 道路改良及び除草について <令和3年8月6日 >

(吉倉 佐藤 源一郎)

前略

広田～白石吉倉線幹線道についてお願い致します。一部改良していただきありがとうございました。学童の通学道ですが、未だに3分の1は側溝の整備はされておられません。U字溝を入れていただき、フタをして子供達も通学するのに良いかと思えます。どうか調査をして改良して頂きたいと思えます。

今一ヶ所お願いします。

字中森地区の舗道が竹の根が張り、今に道路に竹が生いて来るかと思えます。もう一ヶ所は民地の桜の木が(〇〇さんの所有)道に張り出し、朝夕、ダンプ等さわる様です。調査をして善処して下さい。

【内容を確認し、担当課で次のように対応しました。】

道路改良については、以前にも要望があり、危険箇所を選定し、地元説明会を経て平成28年度から事業着手しています。今回ご意見のありました延長約2km区間は、要望としてお受けいたします。

民地から伸びた竹や枝木については、原則土地所有者が管理することとなっていますが、道路の通行に支障となり、緊急の度合いによっては市が伐採や枝払いを行う場合があります。今回は通行に支障となる部分は市で伐採を行いました。なお、今後竹の張り出しや竹の根によって舗装路面に影響が出る場合は、定期的な道路パトロールにより確認して対応いたします。

19 高校生の通学費助成について <令和3年9月7日 >

(匿名)

いつも私たち市民の為に、お仕事をいただき、ありがとうございます。

私の失敗からなのですが、「高校生の通学費の助成」について、ご意見申し上げます。毎年、9月から2月末まで申請を受け付けていますが、昨年、私は提出を忘れてしまいました。教育総務課に問い合わせたのですが、「対応できない」と言われました。忘れてしまった私が悪いんだと思いましたが、助成金2万5千円は、家計にとっては大きい額です。間違いなく私の子供は高校に通っていました。高校に通っていたことを証明すれば、遅くなくても助成して欲しいと思えます。

私のように申請を忘れてしまう人はいると思えます。また私が忘れてしまったのにも理由があります。子供の就職活動、下の子の高校受験、夫の入院やその後のケア、実家の祖父母の介護、それに自分の仕事や家のこと全部を一人でやってきました。子育ての助成は、申請期間を長くするか、遅れても証明できれば受け取れるようにして欲しいです。よろしく申し上げます。

【内容を確認し、担当課で次のように回答しました。】

「二本松市公私立高等学校等通学費支給」につきましては、申請期間を基準日の9月1日以降、翌年2月

28日までと規定しております。

申請期限を2月28日までとしておりますのは、申請期間を6か月間と長期間確保しつつ、支給対象となる生徒が高等学校等に通学しているその年度内に通学費の支給を行うためであります。

また、「広報こほんまつ」及び市公式ウェブサイトにより、市民の皆様へ本制度のお知らせを行っております。ご家庭等の事情により、大変な毎日をお過ごしになっていたことはお察しいたしますが、今回ご提案いただきましたような申請期間の延長に対応することはできませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

20 住民センター・公民館・福祉センターへの自動体温測定器の設置について<令和3年9月8日 > (作田 市川公男)

新型コロナウイルス感染防止対策について、要望します。

集会施設(住民センター・公民館)に、一律市の対策方針として自動体温測定器を設置してください。

現在までは施設の長の判断に任せてあるのか、その設置状況は統一されていません。

前々から気になったのは、福祉センター(住民センター・公民館)です。

この施設は、児童(学童保育)から高齢者まで、さらには3階会議室は、会議、講習会などで不特定多数の一般人の利用があります。早急の設置が必要と思います。

今まで対応されていないということは、市のコロナ感染対策に甘さがあると言わざるを得ません。対策の全体的な見直しをお願いします。

【内容を確認し、担当課で次のように回答しました。】

集会施設や住民センターにおける新型コロナウイルス感染対策といたしまして、令和2年度に非接触型体温測定器を購入し、市内すべての住民センターに配備したところであります。これにより、住民センターを利用する町内会や行政区、各種団体等の皆様におかれましては、会場入口等での体温測定や手指消毒などの感染対策をとっていただいております。

今回ご提案をいただきました自動体温測定器の設置につきましては、公共施設全体の設置状況や非接触型体温測定器の運用状況、さらに財源等を鑑みながら、設置を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。